

国立大学法人電気通信大学大学院幹事会細則

制定 平成22年4月28日

最終改正 令和7年3月31日細則第21号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学大学院規程第14条の規定に基づき、大学院幹事会（以下「幹事会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 国立大学法人電気通信大学教育研究職員の選考に関する規程第2条の規定に基づき提案された人事案件について、協議を行うとともに、大学院代議員会の円滑な運営を図るため幹事会を設置する。

(構成員)

第3条 幹事会は、次の各号に掲げる者により組織する。

(1) 学術院長

(2) 学術院副院長

(3) 学術院長が指名する評議員

2 情報理工学域副学域長及び大学院情報理工学研究科副研究科長が置かれる場合は、前項の構成員に加えるものとする。

(幹事会の運営)

第4条 学術院長は、幹事会を招集し、その議長となる。

2 学術院長に事故あるときは、学術院副院長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 幹事会は、原則として、第3条に規定する構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(構成員以外の者の出席)

第6条 学術院長は、必要に応じ構成員以外の者を幹事会に出席させることができる。

(事務)

第7条 幹事会の事務は、総務部人事労務課が行う。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成22年4月28日から施行する。

附 則 (平成23年12月19日細則第17号)

この細則は、平成23年12月19日から施行する。

附 則 (平成24年5月22日細則第4号)

この細則は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 （平成28年1月20日細則第8号）
この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年3月30日細則第15号）
この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年3月28日細則第18号）
この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和7年3月31日細則第21号）
この細則は、令和7年4月1日から施行する。